

静岡県告示第283号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和2年3月31日

静岡県知事 川勝平太

1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道 136号	伊豆市土肥字高根 436番の2地先から 伊豆市月ヶ瀬字賤戸 65番の5まで
一般国道 136号	伊豆市月ヶ瀬字賤戸 65番の5から 伊豆市下船原字出口 6番の10地先まで
県道 三島富士線	沼津市東椎路字芝原下 929番の1から 沼津市西椎路字目黒身 1118番まで
県道 原木沼津線	沼津市大平字正戸 2900番の9から 駿東郡清水町下徳倉字坪ノ内 1647番の7まで
一般国道 469号	富士宮市山宮字宮内 396番の7から 富士宮市北山字東下組 5275番の3まで
県道 富士富士宮由比線	富士市大淵字六本茶 3580番の45から 富士宮市小泉字代官屋敷 2148番の5まで
県道 富士宮富士公園線	富士宮市山宮字宮内 396番の9から 富士宮市山宮字夜屋畑 3480番の1まで
県道 富士富士宮線	富士宮市弓沢町 77番から 富士宮市中央町 144番の17まで
県道 掛川大東線	掛川市矢崎町 10番の1から 掛川市子隣字六ツ枝 175番の14まで
県道 掛川大東大須賀線	掛川市子隣字六ツ枝 175番の14から 掛川市入山瀬字小笠山 842番の11まで
県道 方の橋菌ヶ谷線	掛川市千羽字大城 562番の3から 掛川市千羽字伝右エ門新田 493番の4まで

2 指定する期日 令和2年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければ

ならない。

- (1) 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- (2) 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。